調査研究ノート

海賊版サイトは“ブロッキングすべき”か

～著作権侵害コンテンツ対策の課題を考える～

メディア研究部　越智慎司

放送コンテンツのインターネット展開が進むなか，放送事業者にとって大きな課題となっているのが，海賊版サイトなど著作権を侵害する違法コンテンツへの対策だ。NHKも，次々と現れる著作権侵害コンテンツへの対応に追われる状況が続いている。2018年2月には，若者などの利用が急増した漫画の海賊版サイトについて，作家たちが利用しないよう呼びかける緊急声明を出した。こうした問題を受け，2018年4月，政府は海賊版サイトに対する緊急対策をまとめたが，この中の，アニメや漫画などの特に悪質な海賊版サイトに対して行うとした，「ブロッキング」をめぐり議論が起こっている。ブロッキングとは，ユーザーが特定のサイトにアクセスしようとした際，プロバイダー等がその閲覧を遮断することを指すが，ユーザーのアクセスを監視することが，憲法で定められている通信の秘密の侵害にあたると指摘されている。国内ではすでに児童ポルノについて民間によるブロッキングが行われているが，開始にあたっての議論を見ると，人権などの侵害と通信の秘密の侵害のバランスについて慎重に議論していたことがうかがえる。また，実際のブロッキングの現場を取材すると，作業にかかるコストの負担などの課題が浮かび上がってきた。ブロッキングは放送事業者が直面する著作権侵害コンテンツに対して有効な策となるのか。ブロッキングの先例から，今後議論が必要な点や実施する場合の課題などを整理した。

1. 海賊版サイトとブロッキングの問題

「もう，どこでも見ます。無料だからですかね」「ちょっと問題なのかな，とは思ったりしたんですけど，無料だからラッキーぐらいな感じ」。2018年2月のNHKニュースで，漫画の海賊版サイトの利用についてのインタビューに答えた若者の声である。この時期のTwitterには，海賊版サイトについて「全巻無料で読める」「学校で流行っている」「もう単行本買う意味ないな」といった書き込みも見られた。

漫画などの出版物や放送したアニメなどを無断で掲載し広告収入などで利益を得る，インターネットの海賊版サイトは，以前から問題視されているが，国内の漫画家で作る「日本漫画家協会」によると，2017年秋ごろから海賊版サイトの利用が若い世代を中心に急増したという。なかでも「漫画村」というサイトは5万点を超える漫画や雑誌を無断掲載し，無料で読むことができていた。「漫画村」の2018年2月のサイト訪問者数は約1億6,000万人にのぼり，その96%が日本からのアクセスと推計されている。運営者は不明で，サイト上では，著作権が保護されない国で運用しているため違法ではないなどと主張していたという[1)]。

本来は本を買ったりお金を払って動画を見たりする人たちが，無料の海賊版サイトに流れてしまうと，作品を作る側への影響は大きい。日本漫画家協会は2018年2月，海賊版サイトを利用しないよう呼びかける緊急声明を出し，

図１　ブロッキングとは

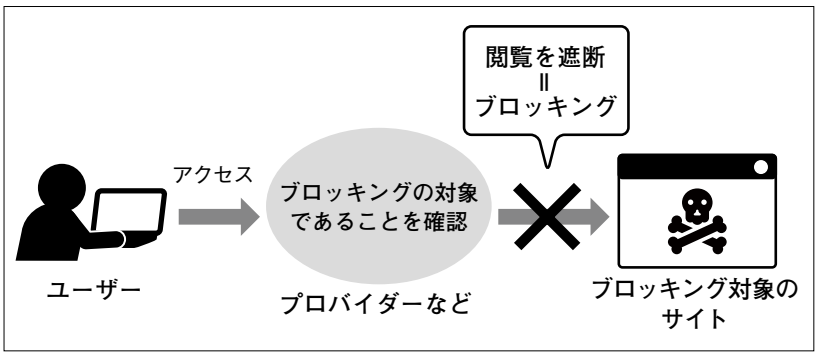

読者と作り手がつながっている「輪」の外に作り手が追いやられ，この状態が続くと作品を作り続けることができなくなると訴えた[2]。

こうした事態を受け，政府の知的財産戦略本部は2018年4月13日，「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」（以下，海賊版サイトに対する緊急対策）を取りまとめた。この緊急対策で中心となっている対策が「ブロッキング」である。ブロッキングとは，ユーザーが特定のウェブサイトにアクセスしようとした際，インターネットプロバイダーや通信事業者などがその閲覧を遮断することを指す（**図1**）。

海賊版サイトに対する緊急対策には，次のとおり，ブロッキング実施の方針が盛り込まれた。

（前略）速やかに，特に悪質な海賊版サイトに対し，インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）等による閲覧防止措置（ブロッキング）を実施し得る環境を整備する必要がある。

（前略）法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置として，民間事業者による自主的な取組として，「漫画村」，「Anitube」，「Miomio」の３サイト及びこれと同一とみなされるサイトに限定してブロッキングを行うことが適当と考えられる[3]。

「Anitube」「Miomio」の2サイトはアニメを中心とした動画の海賊版サイトで，NHKなどのアニメも掲載されていた。「Anitube」は2018年2月のサイト訪問者数が約4,600万人で，99％が日本からのアクセス，「Miomio」は2018年2月のサイト訪問者数が約1,200万人で，約80％が日本からのアクセスと推計されている。出版やアニメなどの権利者団体「コンテンツ海外流通促進機構（以下，CODA）」は，この2サイトに対し2017年10～12月に計640件の削除要請を行ったが，いずれも削除されなかったため，法的措置をとった。「Anitube」については運営者がいるブラジルで刑事告訴し，被疑者が起訴されたが，サイトは閉鎖されなかった。「Miomio」については運営者がいる中国で行政投訴したが，運営者が中国国内でサイトを閲覧できなくする「ジオブロック」の措置をとったことから，中国国内で権利侵害として取り締まることができなくなった[4]。

政府は海賊版サイトに対する緊急対策で，「漫画村」を含めた3サイトを「昨今運営管理者の特定が困難であり，侵害コンテンツの削除要請すらできない海賊版サイト」として名指しし，法制度の整備を待たずにブロッキングを行うのが適当だとした[5]。

これに対して，著作権やインターネットに関係するさまざまな立場から反応があった。大きく分類すると次のとおりである。

▶ 著作権を持つ出版社や著作権侵害に対応し

ている団体などは，政府がインターネットの著作権侵害対策に強い姿勢を示したと歓迎している[6]。

▶ 漫画の作者や作者の団体などからは，著作権保護への評価の一方，表現の自由などへの影響を危惧する声もあがっている[7]。

▶ NTTはグループ3社で，海賊版サイトに対する緊急対策で名指しされた3サイトのブロッキングを行う方針を表明した。NTTはプロバイダーの業界団体の会員でもあるが，業界団体と違う動きを見せている[8]。

▶ プロバイダーほかインターネット業界の団体や情報法制の専門家などは，著作権保護の重要性は否定しないとしたうえで，ブロッキングは憲法21条で定められている通信の秘密の侵害にあたることや，ブロッキングを行うコストやリスク負担を考慮していないことなどへの懸念を示し，冷静で丁寧な議論を求めている[9]。

今回の問題は，アニメなどの動画も含めた海賊版サイトの利用者急増という事態を受け，今後，著作権侵害にどのような対策を打っていくかが議論の中心であるが，その対策として掲げられたブロッキングについての議論も呼び起こすことになった。

2. 著作権侵害　放送局の対応は

海賊版サイトのほか，動画投稿サイトへの著作権侵害の映像の投稿などについては，CODAなどの団体だけでなく，著作権を持つ放送局や出版社なども，ウェブサイトの運営者やインターネットサーバーの管理者などに削除要請を出している。また，悪質なユーザーに対しては，刑事告訴も含めた法的措置を行っている。

NHKでは，サイト運営側などへの削除要請については，視聴者や制作担当者からの通報を受けて動画を確認し，削除要請を送る対策や，動画投稿サイトなどについて，NHK番組の映像を含む動画を自動的に検知するツールを用いた対策を行っている。

一方で，言論活動として番組の一部が，著作権法上，適法に引用されている場合もある。著作権侵害にあたるかどうかは，動画や静止画がどの程度，どういう態様で使用されているかなど，ケースごとに慎重な検討が必要で，機械的には判断できないことも少なくないという。

NHKは，CODAや「放送サービス高度化推進協会（A-PAB）」などと協力しウェブサイトの監視活動を行っているが，次々と現れる著作権侵害コンテンツや海賊版サイトへの対応に追われる状況が続いている。また，削除要請への対応もプロバイダーや国によって大きな差があり，削除要請をしている間に別の著作権侵害動画がアップロードされることもあるという。担当者は「何度削除要請を送っても応じないところもある。しかし要請は出し続けなければならない」と話している。

3. ブロッキング　過去の議論を見る

(1) 児童ポルノのブロッキングの経緯

著作権を持つ側の削除要請や法的措置などに応じない海賊版サイトへの対策として，政府の緊急対策はブロッキングを行う方針を示した。しかし，先述したとおり，憲法21条には「通信の秘密は，これを侵してはならない」という条文があり，ブロッキングは，ユーザーのアクセスを監視する点で通信の秘密の侵害にあたると指摘されている。

憲法21条を受けて，電気通信事業法には通信の秘密を保護する罰則つきの規定がある。特に電気通信事業の従事者にはより重い罰則（3年以下の懲役または200万円以下の罰金）が科され，電気通信事業者の業務方法が通信の秘密の確保に支障があると認められるときは，総務大臣による業務改善命令が出される。

日本国内では，唯一，児童ポルノのコンテンツについて2011年からブロッキングが行われている。児童ポルノのブロッキングを実施するにあたっては，通信の秘密の侵害などに関する法的整理，実施への制度設計，具体的な実施方法などをすべて民間で検討した。中心となって検討したのは，2009年に通信事業者，法律の専門家，教育関係者などで発足した「安心ネットづくり促進協議会」である。協議会は発足と同時に「児童ポルノ対策作業部会」を設置し，ブロッキングに関する法的問題や，ブロッキングを実施している外国の調査などのサブワーキンググループを作って検討に入った。同じ2009年，通信事業者や専門家などで作る「児童ポルノ流通防止協議会」が発足して，実施に向けたガイドライン作りなども始まり，2011年2月，ブロッキング対象のウェブサイトなどを記載する「アドレスリスト」の作成・管理団体として，通信事業者を中心とした「インターネットコンテンツセーフティ協会（以下，ICSA）」が設立された。児童ポルノ対策作業部会は2010年6月に検討結果を報告書として出し，この報告書の法的整理などを受けた形で，2011年4月にブロッキングが開始されている。

なお，当時の国の姿勢としては，2010年に犯罪対策閣僚会議で決定した「児童ポルノ排除総合対策」に，ブロッキングについてプロバイダーなどの自主的実施が可能となるよう，各機関が対策を講じるという内容が示されている[10)]。

作業部会は2010年に報告書を出したあとも，ブロッキングの実施開始に伴い，さらに法的整理が必要な部分やアドレスリスト掲載の基準などについて改めて議論し，2011年と2012年の2回，報告書を出している。

(2)「ブロッキング可能」法的根拠は

当時，児童ポルノ対策作業部会の法的問題のサブワーキンググループで主査を務めた森亮二弁護士に取材したところ，インターネット上の児童ポルノの拡散が続くなか，ブロッキングが可能といえる法的根拠をめぐって，グループのメンバーである法律の専門家やプロバイダー等の間で慎重な議論が続いたという。そして，作業部会は，刑法37条の「緊急避難」の要件を満たす場合であれば，児童ポルノのネットへの掲載などが通信の秘密の侵害を上回る重大な権利侵害となり，違法性が阻却されて，ブロッキングが可能になると結論づけている。

刑法第37条

自己又は他人の生命，身体，自由又は財産に対する現在の危難を避けるため，やむを得ずにした行為は，これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り，罰しない。ただし，その程度を超えた行為は，情状により，その刑を減軽し，又は免除することができる。

2　前項の規定は，業務上特別な義務がある者には，適用しない。

作業部会の報告書では，緊急避難の要件を満たすかどうかの検討結果として，▶条文の中にある「現在の危難」については，児童ポルノがウェブ上で流通しうる状態に置かれた段階で，現在の危難の存在を肯定できる。▶条文の「危難を避けるため，やむを得ずにした行為」にあたる「補充性」については，ウェブ上に流通させた者の検挙や画像の削除が著しく困難な場合に，より侵害性の少ない手法・運用でブロッキングを実施する限り，補充性が認められる。▶条文の「生じた害が避けようとした害の程度を超えない」にあたる「法益の権衡」については，著しく児童の権利等を侵害する内容のものに限り，通信の秘密の侵害より重大で，法益の権衡を満たすことができる，などとしている[11]。

今回の海賊版サイトに対する緊急対策の「法的整理[12]」にも「『緊急避難』の要件を満たす場合には，違法性が阻却される」という記述があるが，児童ポルノのブロッキングについての検討結果では，緊急避難の要件を満たすのに条件がついた表現が多く，限定的となっている。また，補充性が認められる例として，海賊版サイトの議論にも通じる，サーバーが海外にあり，その管理者との接点が国内にない場合といった例が挙げられている。

作業部会では緊急避難と結論づけたが，森弁護士は「議論では，法律の専門家から，緊急避難というものは実務上簡単に認められるものでなく，児童ポルノでも成立しないおそれがあるという意見がかなりあった。今のところ児童ポルノのブロッキングによって通信の秘密を侵害されたという訴えはないが，もし裁判を起こされたら負けるかもしれないという“グレー”の状態のまま運用しているのも事実」と話す。

一方，当時の検討では，ブロッキングが通信事業者の正当業務行為になるのではという意見も出たが，2004年のNTTの電報についての訴訟での判例[13]などから，正当業務とするのは困難としている。

(3) 著作権侵害コンテンツに応用できるか

児童ポルノについては緊急避難という法的根拠でブロッキングができると結論づけているが，アニメの海賊版サイトなどの著作権侵害コンテンツに対しては，この法的根拠を応用してブロッキングができるのだろうか。

児童ポルノ対策作業部会の報告書には，「児童ポルノ以外の違法情報についても妥当し得るか」という項目がある。ネット上に氾濫するほかのさまざまな違法情報について，同様に緊急避難としてブロッキングできるかどうかを検討しており，著作権侵害についての具体的な記述もある。

> （前略）これはあくまでもウェブ上で児童ポルノが流通することの重大性や深刻性に鑑みてのことであって，直ちに他の違法有害情報一般に妥当するものではなく，安易に応用が許されるものではないと考えるべきである。
> （中略）
> 著作権侵害との関係では，著作権という財産に対する現在の危難が認められる可能性はあるものの，児童ポルノと同様に当該サイトを閲覧され得る状態に置かれることによって直ちに重大かつ深刻な人格権侵害の蓋然性を生じるとは言い難いこと，補充性との関係でも，基本的に削除（差止め請求）や検挙の可能性があり，削除までの間に生じ

る損害も損害賠償によって填補可能であること，法益権衡の要件との関係でも財産権であり被害回復の可能性のある著作権を一度インターネット上で流通すれば被害回復が不可能となる児童の権利等と同様に考えることはできないことなどから，本構成を応用することは不可能である[14]。

上記のとおり，緊急避難を満たす要件の現在の危難，補充性，法益の権衡のいずれにおいても，児童ポルノのブロッキングと同様に考えることはできないとしている。この項目は児童ポルノのブロッキングとは直接関係ないが，報告書に載せた理由について，森弁護士は「当時の議論では『これが蟻の一穴になるのではないか』という意見も強く，こうした文を入れないわけにはいかない状況だった」と話している。一方，政府の知的財産戦略本部はこの項目に対し，海賊版サイトに対する緊急対策の「法的整理」の中で「昨今のように大量の著作物を無料公開し，現行法での対応が困難な特に悪質な海賊版サイトが出現する前の状況を前提としたものであり，現在の状況とは異なる点に留意が必要である」などとしている[15]。

また，ブロッキングを行う根拠として，国会の審議を経て，法律を作るという考え方もある。今回の海賊版サイトに対する緊急対策にも「法制度整備が行われるまでの……」という記述があり，法制化を検討したいという政府の姿勢もうかがえる。

森弁護士によると，児童ポルノのブロッキングの議論当時にも法制化の動きがあったということで，「法律の専門家やインターネット関係者の間には，ブロッキングの立法を許すと，児童ポルノからやがて一般的な権利侵害情報のブロッキングの法制度ができることになり，通信の秘密や表現の自由の重大な脅威になると，立法化に積極的な意見はほとんどなかった。立法化を防ごうと，民間で自主的に実施する方向に動いていった」と話している。

(4) 効果の薄さは当時から指摘

ブロッキングは，ウェブサイト以外の，インターネットでやりとりするメールやファイル共有ソフトなどには適用されない。また，回避する方法も多くあり，閲覧の追跡を難しくするサービスなどもあるため，ブロッキングの効果の薄さを指摘する声は多い。

児童ポルノのブロッキングが議論されていた当時も，2009年の総務省の「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」の最終取りまとめで，「ウェブページへの掲載以外の方法による児童ポルノ情報の流通を抑止することが難しいことなどの限界も指摘されており，その意味で，およそインターネット上で流通する児童ポルノ情報の全てを抑止できる方策ではないことには留意が必要である」とされている[16]。

森弁護士に，児童ポルノの議論当時，ブロッキングの効果についてどのように考えていたかを尋ねたところ，「ヘビーユーザーはファイル交換ソフトなどを利用しており，ブロッキングの回避手段も知られていた。このため，ブロッキングの効果は，ヘビーユーザーでない一般の人向けに，目につくところのものを減らす程度の効果しかないと考えられていた」と話した。ブロッキングを行っても「違法コンテンツを一網打尽」とはいかないというのは，当時も今も共通の認識だと言えるのではないだろうか。

4. ブロッキングの現場から見える課題は

もし海賊版サイトなどへの対策としてブロッキングが実施された場合の課題はどこにあるのだろうか。民間による児童ポルノのブロッキングが開始されて，2018年で7年が経過している。実際にブロッキングを実施するのはプロバイダーや通信事業者等で，前述したとおり，プロバイダーなどで設立された団体のICSAがブロッキング対象のウェブサイトなどを記載したアドレスリストを作成・管理している。その現場をICSAの東京都内にある事務所で取材した。アドレスリストは**図2**のフローに従って作られている。

図の最上部のインターネット・ホットラインセンター（IHC）は，警察庁の委託を受けて，有害サイトの情報を集めたりユーザーから違法情報の通報を受け付けたりする機関で，ICSAはここから情報を受理する。図の中央部分がICSAの行う業務で，ICSAは受理したすべての情報について，画像や掲載されているウェブサイトの内容や掲載目的などを確認し，ブロッキングの対象とするかどうかを判断する。そして，対象となったウェブサイトなどをアドレスリストにまとめる。多いときには1週間に100件を超える判断を行っている。判断が難しいサイトや画像などは，アドバイザーの小児科医や弁護士に判断を依頼していて，アドバイザーの判断が分かれた場合はブロッキングの対象にはしないとしている。

ICSAによると，会員のプロバイダー等が採用しているブロッキングの方法は，▶DNSブロッキング（ドメイン単位で遮断し，サイト全体を閲覧できなくする）と，▶URLブロッキング（URL単位で遮断し，ウェブページや画像ごとに閲覧できなくする）の2種類がある[17]。このうちDNSブロッキングについては，オーバーブロッキング（ブロッキング対象と関係ないコンテンツも遮断されてしまうこと）の問題が起きるため，先述した安心ネットづくり促進協議会の児童ポルノ対策作業部会がまとめた，▶サイト開設の目的，▶児童ポルノ画像の数量，▶発信者の同一性，▶他の実効的な代替手段の不存在，といった基準に基づき，判断を行っている[18]。

ICSAは作成したアドレスリストを暗号化して，1週間に1回，会員である83（2018年7月時点）のプロバイダー等に専用サイトを通じて送っている。プロバイダー等によりブロッキングの方法や設備が違うことから，数種類

図2　アドレスリスト作成のフロー

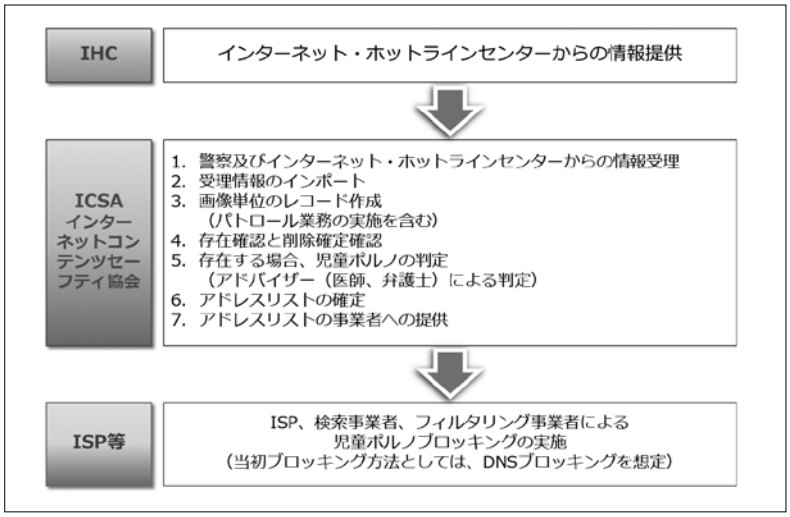

ICSA ウェブサイトより

のアドレスリストを送り，状況に応じて使ってもらっている。

プロバイダー等は受け取ったアドレスリストをもとに，それぞれの責任でブロッキングを実施するが，DNSブロッキングを実施しているプロバイダー等は，オーバーブロッキングへの対応として，ユーザーとの契約の書面にオーバーブロッキングの可能性があることを盛り込むなどしている。またICSAでは，ブロッキングしたことを示すウェブページ用の画面を作って使用してもらったり，ユーザーから異議申し立てがあった場合の窓口を設置したりしている。2017年9月時点の累計で262のドメインと1,762のURLをブロッキング対象としてきたが，ブロッキングしたサイトなどは監視を続けて，対象の画像などが削除された場合はアドレスリストから外すという対応を行っている。

ICSAによると，アドレスリストの作成・管理などには年間二千数百万円のコストがかかっていて，すべて会員のプロバイダー等で負担している。もし著作権侵害コンテンツでブロッキングが行われれば，対象となるサイトやコンテンツは多くなり，アドレスリスト作成にも多額のコストがかかることが予想される。このコストについて，誰が負担するのか，負担のための仕組みをどのように作るのかは大きな課題となってくるだろう。

ICSAのスタッフが専用の画面で児童ポルノの画像などを一つ一つ確認し，ブロッキングするかどうかを判断する作業の様子を見学させてもらった。過去に判断した情報は蓄積しているということだが，コンテンツの量や内容などで改めて判断しなければならないケースも多いという。ICSAによると，開始から7年余の間，児童ポルノのブロッキングをめぐり大きな問題は起きていないということだが，それはこうした作業と運用を続ける現場が支えているのだと思った。著作権侵害コンテンツでブロッキングを行うとすれば，このような運用の体制作りができるかどうかも課題と言えるのではないか。

5. 海賊版サイト撲滅への議論 放送事業者の役割は

動画も含めた海賊版サイトなどの著作権侵害コンテンツ対策として掲げられたブロッキングについて，先例である児童ポルノのブロッキングの，実施に向けた当時の議論と，実際にブロッキングの対象を判断している現場を見てきた。当時の議論からは，人権などの侵害と通信の秘密の侵害のバランスについて慎重に議論が行われていたことがうかがえた。また，ブロッキング対象判断の現場からは，地道な作業と緻密な運用によって仕組みが支えられている一方，こうした運用の体制作りやコストの負担といった課題も浮かび上がる。

2018年6月，政府の知的財産戦略本部は「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）」を開始し，緊急対策を実現するための枠組みの検討に入った[19]。

第1回の会議で，ブロッキングについては「ブロッキング前提の議論ではなく，他の手段も併せて検討を行うべき」「世界共通ルールでの対策が難しい状況においては，ブロッキング以外に対抗する策はない」「サイトブロッキングを安易に行うことは反対だが，一方で，サイトブロッキングの議論を行わないことも反対」など，さまざまな意見が出た[20]。また，外国でのブロッキングの実施状況について，知的財

産戦略本部は42か国で導入されているという資料[21]を示しているが，もっと情報が必要だといった意見が出た。

今回の政府の海賊版サイトに対する緊急対策は，法的整理も待たず，“ブロッキングすべき”と民間に要請すると受け取られかねない内容で，結果として関係者に「ブロッキングありきでは」という思いを抱かせることになった。本来の目的である，海賊版サイトなど著作権を侵害する違法コンテンツの撲滅には，ブロッキングの前の段階であるコンテンツの削除要請，外国と連携しての取り締まりや法的措置などの対策，さらに資金源となっている海賊版サイトの広告への対策，海賊版サイトに誘導するリーチサイトへの対策など，さまざまな策とともにブロッキングも考えていくことが，有効と言えるのではないだろうか。その議論では，法的整理だけでなく，誰がイニシアチブをとり，誰がコストやリスクなどに責任を持つかについて，インターネットに関わる多くの人たちの知恵を集めなければならない。ネットでのコンテンツ活用を広げる放送事業者も，その役割の一端を担うことが必要ではないかと考える。

今回の緊急対策で名指しされた3つの海賊版サイトは，2018年7月時点で，見られなくなったり，見られる動画の数が大幅に減ったりしており，3サイトへのブロッキングは今のところ行われていない。海賊版サイトへの対策にブロッキングはどう使われることになるのか，今後の議論に注目したい。少なくとも，具体的サイトへの“脅し文句”だけに使われることのないようにしなければならない。

（おち しんじ）

注：

1）知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）」第1回「インターネット上の海賊版対策について」（事務局資料）p4
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai1/siryou3.pdf

2）日本漫画家協会ウェブサイト（2018年2月13日）
https://www.nihonmangakakyokai.or.jp/?tbl=information

3）「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」本編
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/honpen.pdf
概要
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/gaiyou.pdf

4）前掲1）と同じ，p5-6

5）前掲3）本編と同じ。なお，CODAの後藤健郎代表理事は，「ITmedia NEWS」などのインタビュー記事で，2018年2月の知的財産戦略本部の会合で3サイトを特に悪質なサイトとして紹介したと話している。
ITmedia NEWSの記事（2018年4月26日）
http://www.itmedia.co.jp/news/articles/1804/26/news037.html

6）KADOKAWAの声明
http://ir.kadokawa.co.jp/topics/20180413_kj7h2.pdf
日本動画協会の声明
http://aja.gr.jp/date/2018/04

7）日本漫画家協会 ちばてつや理事長の声明は前掲2）と同じ，2018年5月18日掲載
マンガジャパン（ストーリー系中心の漫画家で作る団体）の声明（2018年4月13日）
http://www.manga-japan.net/?cat=4&paged=2

8）NTT持株会社のニュースリリース
http://www.ntt.co.jp/news2018/1804/180423a.html

9）日本インターネットプロバイダー協会の声明
https://www.jaipa.or.jp/information/docs/180412-1.pdf

研究者で作る情報法制研究所は，2018年6月に「著作権侵害サイト対策検討における論点整理」を改めて出し，海賊版サイトに対する緊急対策について4月に出した声明に関しても，この中で言及している。
https://jilis.org/proposal/data/2018-06-03.pdf

10）2010年決定の「児童ポルノ排除総合対策」p6
https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/cp-taisaku/pdf/s-gaiyo.pdf
また，2016年7月の犯罪対策閣僚会議で決定された「第三次児童ポルノ排除総合対策」p7には，ブロッキングについて「ISP等によるブロッキングが安定的に実施されるよう引き続き支援する」の記述がある。
https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/cp-taisaku/pdf/s-gaiyo3.pdf

11）法的問題サブワーキング報告書 p14-20
https://www.good-net.jp/files/original/20171101221901808368 4.pdf

12）前掲3）には，別紙として「特に悪質な海賊版サイトに関するブロッキングについての法的整理」が掲載されている。

13）ヤミ金融業者に借金し，脅迫的内容の電報を送りつけられた人たちが，配達したNTTに慰謝料を求めた訴訟で，大阪地裁は2004年7月，電報の内容を審査して配達を差し止めることは通信の秘密の侵害にあたるとして，請求を棄却した。2004年7月8日朝日新聞などで報道。

14）前掲11）と同じ，p20-21

15）前掲3）の本編の別紙「法的整理」，p5～6

16）「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」最終取りまとめp102
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/pdf/090116_1_bs1-3.pdf

17）ブロッキングの方法には，DNSブロッキングとURLブロッキングを組み合わせたハイブリッド方式もある。

18）アドレスリスト作成・管理の在り方サブワーキンググループ報告書 p10-13
https://www.good-net.jp/files/original/201711012219018530783.pdf

19）会議のメンバーの一覧など
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai1/siryou1-1.pdf

20）第1回検討会議での主な指摘事項（ポイント）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai2/sankou1.pdf

21）知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会「コンテンツ分野会合」（第3回）の資料「インターネット上の海賊版対策に係る現状と論点等整理」p7
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/contents/dai3/siryou1.pdf

（URLはすべて2018年7月時点のもの）